

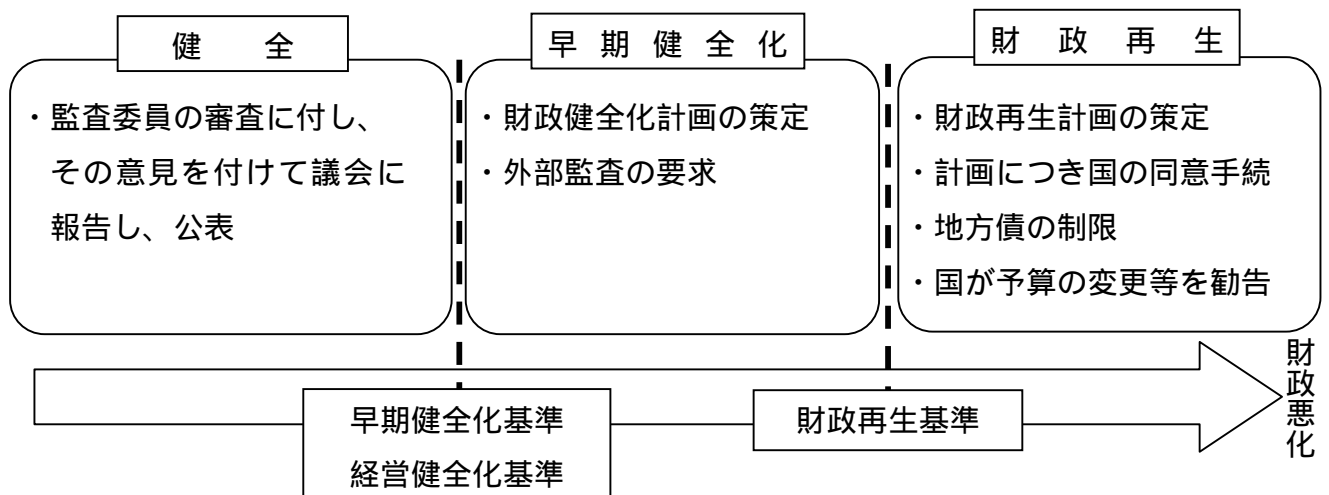
**平成19年度
健全化判断比率等**

平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、平成20年9月定例会県議会に報告いたしました。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、その概要を説明します。

財政健全化法の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月制定）により、一般会計等における「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担費比率）及び公営企業会計における「資金不足比率」を算出する必要があります。

健全化判断比率においては、4つの早期健全化基準値を1つでも超える場合、財政健全化計画の策定が必要です。また、将来負担比率を除く3つの財政再生基準を1つでも超える場合、財政再生計画の策定が必要です。資金不足比率においても、同様の対応が求められます。



▶健全化判断比率について

項 目	19 年度	早期健全化 基準(%)	財政再生 基準(%)	説 明
実質赤字比率	- (0.33)	3.75	5.0	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合 (算式) $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ 一般会計等の黒字額 1,231 百万円
連結実質赤字比率	- (3.38)	8.75	15.0	交通、病院、港湾等の公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字比率 (算式) $\frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ 全会計の黒字額 一般会計等 1,231 百万円 交通事業会計 725 百万円 病院事業会計 737 百万円 港湾整備事業会計 9,526 百万円 長崎魚市場特別会計 2 百万円 流域下水道特別会計 252 百万円 港湾施設整備特別会計 0 百万円
実質公債費比率	10.2	25.0	35.0	公債費相当額に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合 (算式) $\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100$ の3ヵ年の平均値
将来負担比率	193.5	400.0		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合 (算式) $\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} - \text{充当可能特定歳入} - \text{交付税算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{公債費等に対する交付税算入額}} \times 100$ 将来負担額：地方債現在高、退職手当負担見込額、債務負担行為に基づく支出予定額、公社・第三セクターの負債額等負担見込額等

実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字の場合、数値なしとなる。括弧内には実質的な黒字の比率を記載。

▶資金不足比率について

項 目	19 年度	経営健全化 基準(%)	説 明
資金不足比率			
交通事業会計	-	20.0	公営企業毎の資金不足額の事業規模に対する割合 (算式) $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$ 各会計の資金剰余額は、連結実質赤字比率の説明欄中、各会計の黒字額と同額
病院事業会計	-		
港湾整備事業会計	-		
長崎魚市場特別会計	-		
流域下水道特別会計	-		
港湾施設整備特別会計	-		

資金の不足がない場合、数値なしとなる。